

事 務 連 絡
平成 23 年 4 月 5 日

各地方運輸局自動車交通部長
沖繩総合事務局運輸部長

殿

自動車交通局旅客課長

東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う福島原子力発電所の事故による被災者
及び避難民を対象とするボランティア輸送の取扱いについて

本年 3 月 11 日に発生した標記災害により、多数の被災者及び避難民（以下「被災者等」という。）の移動に係る支援が急務となっている。

被災地域等においては、報道等によると相当数のボランティア団体等が移動支援を含めた復興のための支援活動を行っており、それらボランティア団体等の活動は重要なものとなっている。

こうした状況を踏まえ、被災者等に対する移動支援のためのボランティア団体等の活動について、平成 18 年 9 月 29 日付け自動車交通局旅客課長事務連絡「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」の 1.（1）に規定するサービスの提供を受けた者からの「好意に対する任意の謝礼」と認められる場合や、1.

（3）に規定する「実際の運送に要したガソリン代等の実費」の收受を行う場合は、道路運送法上の許可又は登録を要しないとしていることから、ボランティア団体等から被災者等の輸送に係る問い合わせ等があった場合には、間違っても過度に萎縮させることのないよう十分配慮して適切に対応するとともに、上記趣旨について説明をする旨、改めて運輸支局あて周知されたい。